

令和6年 6月 25日

職員 各位

社会福祉法人 本郷福祉会  
理事長 富重 守正

## 福祉・介護職員等処遇改善加算による処遇改善について

- 令和6年5月迄は、4つの処遇改善加算が支給されています。内訳は、次の通りです。
  - ①「処遇改善手当」
  - ②「特例処遇手当」
  - ③3月の「処遇改善一時金」
  - ④「特例手当」
- 令和6年2月から開始された「④特例手当」は、臨時的な加算でしたので5月をもって終了しました。2月～5月に支給している「特例手当」が廃止となります。
- 令和6年6月から他の3加算の「処遇改善加算」制度が一本化され、新加算へ変更となりました。変更の要件は次の通りです。
  - ①キャリアパス要件・任用要件・賃金体系を就業規則に定める事
  - ②月額賃金改善要件・新加算額の2の1以上を一時金ではなく、基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善にあてること。
  - ③職場環境要件・職場環境のさらなる改善、見える化を実施する事
- 令和6年6月分からは、「処遇改善手当」、「特例処遇手当」、3月の「処遇改善一時金」が廃止され、新たに「処遇改善手当」として一本化されます。
- 「処遇改善手当」の支給額については、廃止された「特例手当」相当分も新加算の範囲で補填できるように配慮しています。

変更内容は次の通りです。

- 「福祉・介護職員等処遇改善加算」の受給により当該加算額の範囲で実施する。当該加算が廃止もしくは受給できない場合は支給しない。
- 加算対象者は支給日に在籍し、週30時間以上継続して勤務する職員とする。
- 賃金改善を行う項目及び方法については、次の通りとする。
  - (1) 基本給昇給分  
基本給の改定は、年齢・資格・経験・技能・勤務成績等を考慮して、第23条(基本給)、第33条(定期賃金改定等)より実施する。
  - (2) 資格手当  
資格手当は、第25条(資格手当)により支給する。

(3) 処遇改善手当

- ① 支給額は、役職・業務内容・勤務状況・人事考課等により月額10,000円～50,000円の範囲で支給する。
- ② 加算見込額の変動が見込まれる場合には、適時見直しを行うことができる。

(4) 処遇改善一時金

基本給昇給分、資格手当、処遇改善手当の合計と法定福祉増加分の合計が当該加算額を下回る場合は、残余の額を人事考課に基づき支給することがある。